

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に過  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

土地改良区から清算人が退任した旨の届出

土地改良事業変更計画の認可

土地改良事業の認可(二件)、  
国有財産の用途廃止(二件)  
土地収用法による事業の認定

## 訓 令

### 鳥取県訓令第六号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中 盛夏ズボン 二 四八 を

盛夏ズボン 二 四八 に改め、同表の七の項中

ヤッケ 一 六〇 に改め、同表の一一の項中

六〇 を 四八 に改め、同表の一一の項中 夏合羽(上衣、ズ

ボン及び頭巾) 一 二四 を 夏合羽(上衣、ズボン及び頭巾)

一 一二 に、 防寒ズボン 一 三六

に改め、同表の一三及び一四の項中	ゴム製手袋	三六	鋪装の補修の業務に従事する職員に限る鋪装の補修の業務に従事すを職員に限る
に改め、同表の一六の項中	三	三六	を
に改め、同表の一八及び一九の項中	六〇	四八	を
に改め、同表の二一の二の項中	作業服(上衣)	二	四八
を	作業服(ズボン)	二	四八
に改め、同表の二三の項中	六〇	を	
に改め、同表の二四の項を削る。	四八		

附 則

- この訓令は、昭和四十八年七月二十七日から施行し、昭和四十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 適用日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

鳥取県訓令第七号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

作業服(上衣)	二	四八	に改め、同項の三中	作業
作業服(ズボン)	二	四八		
作業服(上衣)	二	二四		
作業服(ズボン)	二	二四		

服(上衣)

— — — —

を

作業服(上衣)

— — — —

三六

に改め、同表の建築課の項を次のように改める。

課	建築	建
建築課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	二四
作業服(ズボン)	二四	二四
ヤッケ	三六	三六
ゴム製半長靴	三六	三六
安全靴	三六	三六

別表の県税事務所の項の二中「間税係」を「間税部門」に改め、同表の

身体障害者更生指導所の項中

「者所」「生所」  
「指導」を「指導」  
「更生」を「更生」  
「指導」を「指導」  
「更生」を「更生」

に改め、同表の母来寮の

項の二中

「二 六〇」を「二 二四」に改め、同表の岩井長

「二 四八」に改め、同項の

者寮の項の二中

「一 二四」を「二 四八」に改め、同項の

「二 四八」に改め、同項の

次に児童相談所の項として次のように加える。

児童相談所	保健婦の職務に従事する職員	児童福祉司及び心理判定員の職務に従事する職員
訪問服(上衣及びスカート)	二 四八	二 四八
訪問服(ズボン)	二 四八	二 四八
訪問服(上衣)	二 四八	二 四八
訪問服(ズボン)	二 四八	二 四八

別表の喜多原学園の項の二中

作業服(ズボン)

— — — —

を

作業服(ズボン)  
トレーニングシャツ  
トレーニングパンツ

二 六〇  
二 六〇  
二 六〇

に改め、同項の三中

作

業服(冬上衣)

二

六〇

を

トレーニングシャツ

二

二

二

六〇

に改め、同表の皆成学園の項の三中

— — — —

三六

を

四

六〇

に改め、同表の積善学園の項の二中

二 六〇

を

二 六〇

を

二 六〇

を

四

八に改め、同項の三中「職員のうち」の下に「部長及び」を加え、

「トレーニングシャツ  
トレーニングパンツ」

— — — —

「トレーニングシャツ  
トレーニングパンツ」

— — — —

二 六〇

に改め、同項の四中「職員のうち」の下に「部長及び」を

二 六〇

を

二 六〇

を

二 六〇

を

二 六〇

加え、

「トレーニングシャツ  
トレーニングパンツ」

— — — —

を

三六

を

三六

トレーニング  
トレーニングパ  
エプロンドレス

<p>ヤツ 二 六〇 に改め、同表の整肢学園の項の四及び五中 ト</p>	<p>レーニングパンツ 二 六〇 を トレーニングパンツ 二</p>	<p>六〇 に改め、同項の六中 一 を 二 に改め、同表の保</p>	<p>健所の項の三中 一 三六 を 二 四八 に改め、同項の</p>	<p>八中 六〇 を 四八 に改め、同表の衛生研究所の項の一中</p>	<p>作業服(ズボン) 二 二四 を 作業服(ズボン) 二 二四 を ゴム製半長靴</p>	<p>二 二四 に改め、同項中 二 食品化学科及び環境公害科の 職員のうち科長、研究員及び衛 生技師の職務に従事する職員 白衣 作業</p>	<p>服(ズボン) 二 二 二 二 四一のうちのズボンのとおり を 二 食品化 研究員及 事する職 三 水質調 大気騒音 研究員及 事する職</p>	<table border="1"> <tr> <td>学科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員</td> <td>白衣 作業服(ズボン)</td> <td>二 二</td> <td>二 二</td> <td>四一のうちのズボン</td> </tr> <tr> <td>査科、水質環境科及び 科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員</td> <td>白衣 作業服(ズボン) ゴム製半長靴</td> <td>二 二 一</td> <td>二 二 三六</td> <td>四一のうちのズボン</td> </tr> </table>	学科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員	白衣 作業服(ズボン)	二 二	二 二	四一のうちのズボン	査科、水質環境科及び 科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員	白衣 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	二 二 一	二 二 三六	四一のうちのズボン	<p>のとおり に改め、同表の病院の項の二中 トレーニングパンツ 二</p>	<p>六〇 を トレーニングパンツ 二 六〇 に改め、同項の 治療用布製短靴 一 二 七中 を 二 に改め、同表の看護学院の項中 一 を 二 に改め、同表の工業試験場の項の三中 作業服(ズボン)</p>
学科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員	白衣 作業服(ズボン)	二 二	二 二	四一のうちのズボン																
査科、水質環境科及び 科の職員のうち科長、 び衛生技師の職務に従 員	白衣 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	二 二 一	二 二 三六	四一のうちのズボン																

作業服(ズボン) 二 四八  
 ゴム製手袋 二 四八  
 ゴム製前掛 二 四八  
 ゴム製半長靴 二 四八  
 に改め、同

表の専修職業訓練校の項の六中 布製短靴 二 四八  
 を 「 布製短靴 二 四八  
 ゴム製半長靴 二 四八  
 に改め、同表の畜産試験

場及び中小家畜試験場の項中 二 四八  
 を 「 二 四八  
 に改め、同表の

蚕業試験場の項中 作業服(上衣) 二 六〇  
 を 「 二 六〇  
 を 「 作業

服(上衣) 二 四八  
 に改め、同表の農業経営大学校の項の

二及び三中 二 六〇  
 を 「 二 四八  
 に改め、同表の種畜

場の項中 二 四八  
 を 「 二 四八  
 に改め、同表の境港魚市場の項中

「場」 「物場」  
 市 産市  
 魚 水卸  
 港 港方  
 境 境地

に、「魚市場」を「地方卸売市場」に改め、同表の土木

出張所の項中 作業服(ズボン) 二 六〇  
 を 「 作業服(ヤツケ

ズボン) 二 六〇  
 に改め、同表の佐治川ダム管理事務所の項

の一中 「 作業服(ズボン) 二 六〇  
 を 「 作業服(ズボン) 二 六〇  
 雨合羽(上衣、ズボン)及び

ズボン) 二 六〇  
 頭巾) 三六  
 に改め、同項の次に賀祥ダム建設事務所の項とし

て次のように加える。

賀祥ダム建設事務所		建設事務所	
常時現地で業務に従事する職員	作業服(ズボン) 二 六〇 雨合羽(上衣、ズボン)及び頭巾) 三六 ゴム製半長靴 三六	作業服(上衣) 二 六〇 作業服(ズボン) 二 六〇 雨合羽(上衣、ズボン)及び頭巾) 三六 ゴム製半長靴 三六	図一のうちの上衣のとおり 六〇 図一のうちの子ボンのとおり 三六
安全靴	三六	三六	三六

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、昭和四十八年七月二十七日から施行する。

2 改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、昭和四十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、改正後の規程別表の第一更生指導所の項は、昭和四十八年七月十六日から適用する。

(経過措置)

3 適用日前において、現に改正前の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交

付している被服は、改正後の規程の規定により交付したものとみなす。  
 この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

4 適用日前において、現に改正前の規程の規定により交付している被服のうち、改正後の規程の規定により使用期間が延長されることとなるものの使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 告 示

#### 鳥取県告示第五百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
野口産婦人科 クリニツク	鳥取市西品治町高瀬 八三六の二	昭和四十八年七月五日
岡田医院 花出張診療所	八頭郡郡家町字花二九四	七月二日
竹内歯科医院	鳥取市新町二一〇	五月二十二日

#### 鳥取県告示第五百二十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
野口産婦人科 クリニツク	鳥取市西品治町高瀬 八三六の二	全国	昭和四十八年七月五日

#### 鳥取県告示第五百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、七八一号	小 倉 洋 之	昭和四十八年七月四日
一、七八二〇	長 野 拓 三	七月九日
一、七八三〇	山 崎 知 行	〃
一、七八四〇	上 浦 木 洋 一	〃 十三日

**鳥取県告示第五百二十七号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市八坂字白越山三九二の二、三九二の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

火葬場用地とするため

**鳥取県告示第五百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区

から清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

卯垣土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

小林 壽 雄 鳥取市卯垣二一九の二

馬 淵 幸 治 〃 二一五

馬 淵 光 義 〃 二五二

橋 上 信 太 郎 〃 二八〇

馬 淵 昭 悟 郎 〃 二八〇

清算終了により退任

**鳥取県告示第五百二十九号**

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（河本地区農道整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（神奈川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十一号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（米沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月二十一日から用途廃止した。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市東今在家字三反長一六六番一地从先から同市東今在家字三反長一七二番六地先まで		六四・八三	水路敷

鳥取県告示第五百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月二十一日から用途廃止した。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市東今在家字三反長一六一番一地从先から同市東今在家字才田六五番一地从先まで		一四九・四八	水路敷
鳥取市東今在家字才田六五番一地从先		三一・七二	水路敷
鳥取市東今在家字三反長一六二番地先から同市東今在家字三反長一六三番地先まで		三〇・三四	水路敷

鳥取県告示第五百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称  
青谷町
- 二 事業の種類  
青谷町立中央公民館及び運動場建設工事
- 三 起業地



1 収用の部分

気高郡青谷町大字青谷字土手廻り地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場